

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日とさせていただきます)

## 目次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の期日

道路の位置の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正

◇選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

◇正 誤 昭和四十五年十月鳥取県告示第六百九十三号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十五年十月一日	木村内科医塾	米子市天神町二丁目三五	木村 禎宏

### 鳥取県告示第七百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子都市計画（公園）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十五年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

### 鳥取県告示第七百二十四号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和四十六年一月三十一日と定めた。

昭和四十五年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

鳥取県告示第七百二十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十月二十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町 二五九	鳥取市高住字鷺谷口二五ノ二	幅員 四・三〇 メートル
岸本 友末	二五ノ四	四・四〇 メートル
"	二五ノ五	四・四五〇 メートル
"	三〇ノ二	四・四五〇 メートル
"	三〇ノ三	四・四五〇 メートル
"	三〇ノ三	延長 二五三・二〇 メートル
"	三一ノ二	
"	三一ノ三	
"	三二ノ二	
"	三二ノ三	
"	三五ノ二	
"	三五ノ三の一部	
"	三五ノ四	
"	三五ノ五の一部	
"	三六ノ一	
"	三六ノ二	

鳥取県告示第七百二十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十月二十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年十一月四日

"	三六ノ三	
"	三七ノ三	
"	四〇	
"	四三ノ一	
"	三二ノ二地先水路	
"	三二ノ三	
"	三五ノ二地先農道	
"	三五ノ四	
"	三六ノ二	
"	三六ノ三	
"	三六ノ一	
"	湖山町字鷺谷三三三三ノ一の一部	
"	三三三三ノ三	
"	三三三三ノ四	
"	三三三三ノ一	
"	地先農道	
"	三三三三ノ四	

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市青葉町三丁目一〇三	鳥取市秋里字外河原八九九の一部	幅員 五・三〇 メートル
株式会社 不動産業	字埋立九六二ノ一	延長 三六四・九〇 メートル
代表取締役	九六三ノ二	
田中 宣二	九六四ノ二	
	九六五ノ二	
	九六七ノ一の一部	
	九六七ノ五	
	九六七ノ二	
	九六八ノ二	
	九六九ノ二	
	九七〇ノ二	
	九七三ノ二の一部	
	九六二ノ一 地先農道	
	九六七ノ一	
	九六七ノ五	
	九六七ノ二	
	九六八ノ二	
	九六九ノ二	
	九七〇	
	九六二ノ一 地先水路	
	九六二ノ六	

九六二ノ五
九六三ノ五
九六三ノ六
九六四ノ一
九六四ノ五
九六四ノ二

鳥取県告示第七百二十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号（鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

「株式会社山陰合同銀行岡山支店 岡山市内山下」を「株式会社山陰合同銀行岡山支店 岡山市表町一丁目」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十五年十月二十三日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関

する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、九一九人
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二三、九七三人
- 鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二五、四五人
- 米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二五、九六八人
- 倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、三六八人
- 境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、八六八人
- 岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、四九八人
- 八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、〇八四八人
- 気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、六五五人
- 東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、一三三人
- 西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、二四八八人
- 日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、九七三人

正 誤

昭和四十五年十月鳥取県告示第六百九十三号（昭和四十五年産米穀の政  
府に売り渡すべき時期について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正す  
る。

頁 段 行 誤 正  
四 上 一 六月一日 五月三十一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】